

(一社) 沖縄県作業療法士会 休会手続きについて

【今年度(2016年度)の休会者について】

(一社) 日本作業療法士協会と同様、休会は1年度毎となっており、休会期間延長の手続を行わないと、2017年度より自動的に復会となります。

1) 休会期間の延長を希望される方

平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)に休会制度の利用を希望される会員は、下記の書類を平成29年1月31日(必着)で沖縄県作業療法士会事務局まで郵送でご提出ください。

提出資料

- ①休会届用紙(沖縄県作業療法士会のホームページよりダウンロードしてください)
※会員届用紙に休会届記載欄があります。
- ②休会理由の根拠となる第三者による証明書(様式は問わない)

2) 休会期間の延長を希望されない方

特に手続は必要ありません。

2017年4月1日～自動的に復会となります。

【来年度(2017年度)の休会手続について】

休会は、1年度毎となっており、平成29年度(平成29年4月1日～平成30年4月31日)に休会制度の利用を希望される会員は、下記の書類を平成29年1月31日(火)必着で沖縄県作業療法士会事務局まで郵送でご提出ください。

提出資料

- ①休会届用紙(沖縄県作業療法士会のホームページよりダウンロードしてください)
※会員届用紙に休会届記載欄があります。
- ②休会理由の根拠となる第三者による証明書(様式は問わない)

【休会決定通知について】

休会の検討は、平成29年2月の理事会にて承認を行いますので、3月上旬頃に「休会決定通知」が届く予定です。

提出先：(一社) 沖縄県作業療法士会 事務局

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1

沖縄県総合福祉センター内 西棟2階 小規模団体室内

TEL：098-988-3711 FAX：098-988-3712